第１　肢の結論

誤っている

第２　発起人の受ける報酬を設立後の会社が負担するには定款の定めが必要か

１．問題の所在

発起人の報酬について，設立後の会社が負担するには，定款の定めが必要か問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

発起人が受ける報酬について，設立後の会社が負担するには，定款の定めが必要である（２８条３号)。したがって，定款の定めがなくても負担するとする肢は誤り。

（２）理由

ア．原則（設立前の会社と，設立後の会社の関係）

確かに，発起人の報酬は，設立前の会社に対して発生する。したがって，設立後の会社は，前の組織とは別組織であり，発起人の報酬は設立後の会社に帰属しないとも思える。

しかし，実質同じであるのに，設立前の組織に対する債権債務が，設立後の会社に一切帰属しないのは取引上問題である。ただ無制限に帰属することも，制度上，許容できない。

そこで，設立目的において法律上経済上必要な権利義務関係については，設立後の会社に帰属すると解する。そして，発起人の報酬は設立目的のために法律上経済上，必要なものなので，当然に設立後の会社に帰属するとも思える。

イ．不都合，修正の必要性

しかし，当然に帰属することは，設立後の会社の資本関係を危うくし問題である。

すなわち，報酬という名目で，無制限に設立後の会社に帰属させると，不当に高い報酬を請求された場合などに，会社の資本関係を危うくする。

このことは，資本充実の原則に照らし妥当でない。したがって，債権者を保護するために条件を設定する必要がある。

ウ．法的許容性

そこで，法は，会社の資本充実，債権者を保護するために，定款の定めの範囲のみ請求を認めている。これにより，発起人の報酬を確保しつつ，債権者の保護が最大限に図られている。

以上